

既存保証取引の 管理方法と変更手続き

ここでは、既存保証取引の管理の基本と、状況
 に変化があったときの対応方法を解説します。

既存保証取引の管理を しっかりと行おう

融 資取引において、保証人を
 取り受けることの意義と目
 的は、貸出金の保全を強化（与信
 リスクの軽減）することと、法人
 の場合、経営責任を自覚させて返
 済の裏付けとすることにありま
 す。これには一定の効果が見られ
 る反面、トラブルが多いのも事実
 です。

保証人に関するトラブルは、保
 証人の「保証した覚えはない」
 「保証契約書の条項の説明を受け
 ていない」「弁済金額には同意で
 きない」といった言葉に表れる保
 証契約締結時の意思確認・説明不
 足に加え、「借主が危機的な状況
 にあったことを、なぜ教えてくれ
 なかったのか」「これまで業況説
 明を受けたことがないのに、突然
 弁済しろと言われても納得できな
 い」といった言葉に表れる保証契
 約締結後の情報提供・フォロー不
 足に起因することがほとんどで

とりわけ会社の経営に携わって
 いない第三者保証人の場合は、保
 証債務の返済状況や借主の経営状
 況について、金融機関から定期的
 に説明を受けていないのが通例で
 す。それにもかかわらず、突然保
 証債務を履行する事態になれば、
 保証人として納得できない点を抗
 弁したくなるのが人情です。

保証人と年1回の面談を

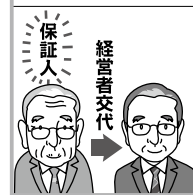
また、保証人の状況も時間の経
 過とともに変わっていきます。
 「社長の配偶者を保証人として取
 り受けていたが、いつの間にか離
 婚していた」「保証人が自己破産
 していた」「保証人が死亡してい
 た」など、保証人として不適格あ
 るいは保証請求できない状況にな
 っていることが、借主の倒産等が
 発生して初めて発覚するケースも
 あります。

よって、保証人に対しては、年
 に1回ほど面談して状況説明と保
 証意思の再確認をすることも、
 保証人としての適格性についても
 チェックするか、少なくとも保証
 債務残高を通知して認識・把握を
 求めるなど、保証人が金融機関に
 コンタクトをとるきっかけを提供
 すべきでしょう。

延滞の発生など借主の信用状態
 に問題が発生した場合には、保証
 人に連絡をとってその状況を適宜
 説明して理解を求めるとともに、
 保証債務の履行請求が発生する条
 件や、その場合の保証人への請求
 内容についても十分に把握して防
 らうと、トラブル発生を未然に防
 止できます。

なお、保証人との面談時には、
 会話の内容を面談記録に残しまし
 よう。後日係争が発生したときに
 有力な証拠になります。

ケース1 保証人である社長が 退職し、新社長が着任



代 表者は、経営する会社の借
 入れについて保証人になっ
 ていることが通例なので、新たに
 代表者に就任する人物には、保証
 人となってもらうことを依頼する
 こととなります。

ただし、前任者の保証をどう取
 り扱うかで対応は分かれます。前
 任者と同条件の保証を新任者から
 取り受けることを条件に、前任者
 の保証解除に応じるのが一般的で
 す。

しかし、中小企業の場合はオー
 ナー経営者が多いことから、代表
 者の交代があっても、経営の実権
 は変わらず前任者が握ったままと
 いうこともあり得ます。そうしたこ
 とを把握するためにも、代表者交
 代後はだれが経営の実権を握るの
 かを必ず確認しましょう。

社長の座を退いて会長に就任す
 るものの、代表取締役として引き
 続き経営の舵取りをするような場

合は、新社長とともに前任社長も
 引き続き保証を継続してもらうこ
 とが、金融機関にとつて望ましい
 対応になります。

新任者から保証を取り受けるに
 あたっては、前任者の保証継続を
 条件にしていることがないかも、
 併せて確認しておくべきです。

新任者の保証は柔軟に対応

新任者がオーナーではなく、プ
 ロパー社員（いわゆる「雇われ社
 長」）や親会社から派遣された人
 である場合には、保証人になるこ
 とに難色を示されることがありま
 す。

また、社長が保証人になること
 を金融取引の絶対条件にすると、
 有能な人物であっても社長就任の
 道を閉ざしてしまい、ひいては会
 社の業績向上・発展に悪影響を及
 ぼすおそれがありますので、柔軟
 な対応が求められます。

●前任者が脱退・新任者が加入した場合の契約書のサンプル

保証人変更契約証書
 平成 26 年 2 月 1 日

株式会社 近代銀行 殿

(甲) 住所 借主	中野区東中野4丁目4番26号 昭和電機工業株式会社 代表取締役社長 山田 一郎
(乙) 住所 脱退連帯保証人	世田谷区成城5丁目10番15号 田畑 道夫
(丙) 住所 加入連帯保証人	杉並区荻窪2丁目5番20号 山田 一郎
(丁) 住所 連帯保証人	横浜市港北区日吉1丁目15番5号 川口 邦彦

第1条 新保証人（以下「丙」という）は、借主が平成23年8月10日付金銭消費貸借
 証書（以下「原契約」という）に基づき、株式会社 近代銀行（以下「銀行
 という）に対し下記債務を負担することを承知のうえ、銀行に対して新たに
 借主の連帯保証人となりました。

(中略)

第5条 保証人 田畑 道夫（以下「乙」という）は、保証人としての地位を脱退
 したことにより、現在発生している債務および将来発生する債務も含めて保
 証債務を免除されるものとします。

第6条 丙は、乙が今般都合により保証人としての地位を脱退することに同意
 するとともに、引き続き借主と連帯して保証の責めに任じます。

第7条

借主と保証人として脱退
 する前任者・加入する新
 任者の署名捺印ととも
 に、保証を継続する人の
 署名捺印を求める

新任者が保証人として加
 入する旨の文言が記載

前任者が保証人として脱
 退し、保証債務が免除さ
 れる旨が記載